

保護者 様

学校感染症での出席停止について(治癒証明書)

都立立川学園校長
市川 裕二

学校保健安全法第19条により、幼児・児童・生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延・流行を防ぐため、出席停止(欠席扱いとしない)の措置をとることになっています。「学校感染症」と医師に診断された場合は、下記の出席停止期間を参考に医師の指示のもと御家庭で休養してください。なお、登校の再開は医師より許可を受けてから登校するようにしてください。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を過ぎるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹がなくなるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状がなくなった後2日を過ぎるまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎(アポロ病)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
※その他の感染症	医師が認めるまで

下記の治癒証明書または病院の書式、どちらでもかまいません。

※その他の感染症…溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、

ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など。

* 医師の診断および指示のあった出席停止期間を別紙の治癒証明書に保護者の方が記入してください。

* 病気の状況により治癒証明書又は医師の証明書を提出していただく場合があります。

治 癒 証 明 書 (保護者記入用)

東京都立立川学園校長 殿

(聴 ・ 知) _____ 部 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

下記の疾患について、月日に医師の診断を受けました。
このため、月日から月日まで出席停止でしたが、登校しても
よいとの医師の確認がとれましたので御連絡します。

病 名 : _____

解熱日(インフルエンザのみ) : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受診した医療機関名 : _____

電話番号 : _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名 _____